

くらしのこよみたてばやし協賛広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市が発行する「くらしのこよみたてばやし」(以下「市カレンダー」という。)に協賛広告を掲載することにより、安定した財源の確保及び官民連携の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(掲載内容)

第2条 掲載する内容は、事業者名、屋号、ロゴその他これらに類するもの(以下「協賛広告」という。)とし、市カレンダーの品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

2 協賛広告は、商品又はサービスの宣伝を目的としたものではなく、協賛広告の掲載を希望する者(以下「協賛事業者」という。)の紹介を目的とするものとする。

(掲載位置)

第3条 協賛広告の掲載は、市カレンダー各月下旬の市が指定する位置とする。

2 掲載枠数は、各月4枠とする。

(協賛広告の規格)

第4条 協賛広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦12ミリメートル以内、横60ミリメートル以内

(2) 色 4色(フルカラー)

(協賛広告の掲載期間等)

第5条 協賛広告の掲載期間は、1か月、3か月又は6か月とし、複数月を希望する場合は、原則連続した月とする。

2 協賛事業者は、掲載を希望する期間及び月を申し出ることができる。

(協賛事業者の要件)

第6条 協賛広告を掲載できる者は、市内に事業所を有する法人又は個人事業主とする。

(協賛金)

第7条 協賛金は、掲載1枠につき2万円とする。

2 前項の協賛金には、消費税相当額を含む。

(協賛広告の募集)

第8条 広告の募集は、市広報紙及び市ホームページその他市長が適当と認める方法により行う。

2 前項の規定による申込みが募集の枠数に満たないときは、随時募集を行うものとする。

(協賛広告の申込み)

第9条 協賛事業者は、市長が別に定める方法により申し込みを行うものとする。

2 申込みができる広告の枠数は、1協賛事業者につき1件とする。ただし、前条第2項により、募集を行うときはこの限りではない。

(協賛広告の掲載決定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みを受け付けたときは、掲載期間の長い申込みを優先して、カレンダーに掲載する協賛事業者(以下「掲載事業者」という。)を決定するものとする。

2 市長は、応募状況その他の理由により、掲載事業者が希望する掲載期間又は掲載月での掲載が困難な場合は、掲載事業者と協議の上、掲載期間又は掲載月を調整することができる。

3 市長は、掲載事業者を決定したときは、その結果を協賛企業者に通知するものとする。

（協賛広告の掲載原稿）

第11条 掲載する協賛広告の原稿は、申請者がE P S、A I形式等のデジタルデータにより作製し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 協賛広告の原稿作製に要する費用は、掲載事業者が負担するものとする。

（広告料の納付）

第12条 掲載事業者は、協賛金を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 協賛金の納付が確認されるまで、協賛広告の掲載はしない。

（協賛金の返還）

第13条 納付した協賛金は原則として返還しない。ただし、掲載事業者の責に帰さない理由により、協賛広告を掲載できなかったときは、納付済みの協賛金を当該事業者に返還するものとする。

（協賛広告の掲載取消し）

第14条 市長は、行政運営上支障があるとき又は掲載事業者が指定の期日までに協賛金を納付しなかったときは、当該掲載を取消することができる。

（協賛広告の掲載取下げ）

第15条 掲載事業者は自己の都合により、市カレンダーの協賛広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により協賛広告掲載を取下げた場合は、市長は、納付済みの協賛金を返還しない。

（掲載事業者の責務）

第16条 掲載事業者は、協賛広告に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は令和8年8月1日から施行する。